

厚生労働省の取組について

- 1 麻しんに関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示第 4 4 5 号）の策定
- 2 予防接種法施行令の一部を改正し、第 3 期及び第 4 期の予防接種を追加
- 3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則を一部改正し、麻しんを全数把握対象疾病に位置づけ
- 4 予防接種法施行令の一部を改正し、第 4 期の対象者に高校 2 年生相当を追加
- 5 各種ガイドラインの策定
 - (1) 学校における麻しん対策ガイドライン（平成 20 年 3 月）
国立感染症研究所感染症情報センター作成/文部科学省・厚生労働省監修
 - (2) 都道府県における麻しん対策会議のガイドライン（平成 20 年 5 月）
結核感染症課/国立感染症研究所感染症情報センター
 - (3) 医療機関での麻疹対応ガイドライン[第三版]（平成 23 年 9 月）
国立感染症研究所感染症情報センター麻疹対策技術支援チーム
 - (4) 麻しん排除に向けた積極的疫学調査ガイドライン[第三版]（平成 23 年 9 月）
国立感染症研究所感染症情報センター
 - (5) 医師による麻しん届出ガイドライン[第三版]（平成 23 年 9 月）
国立感染症研究所感染症情報センター
- 6 接種の促進に関する通知
 - (1) 個人通知の徹底、学校機関等との連携の強化、未接種者及び既罹患者の確認調査を行った上での積極的な勧奨（平成 20 年 6 月 27 日付け）
 - (2) 平成 20 年 4 月～6 月予防接種の実施状況調査の結果に基づく接種の勧奨（平成 20 年 9 月 8 日付け）
 - (3) 平成 20 年 4 月～9 月予防接種の実施状況調査の結果に基づく接種の勧奨（平成 21 年 2 月 4 日付け）
 - (4) 夏休み期間を活用した接種の勧奨（平成 21 年 7 月 15 日付け）
 - (5) 平成 21 年 4 月～12 月予防接種の実施状況調査の結果に基づく接種の勧奨（平成 22 年 3 月 8 日付け）
 - (6) 夏休み期間を活用した接種の勧奨（平成 22 年 7 月 9 日付け）
 - (7) 平成 21 年度予防接種の実施状況調査の結果に基づく接種の勧奨（平成 22 年 9 月 10 日付け）

- (8) 麻しん風しんの第2期～第4期の予防接種における未接種者に対する勧奨（平成23年3月10日付け）
- (9) 夏休み期間を活用した接種の勧奨（平成23年7月12日付け）
- (10) 平成22年度予防接種の実施状況調査の結果に基づく接種の勧奨（平成23年9月21日付け）
- (11) 麻しん風しんの第2期～第4期の予防接種における未接種者に対する勧奨（平成24年3月1日付け）

7 麻しんによる各学校の休校等の状況を調査

- (1) 麻しん施設別発生状況に係る調査について（平成21年3月6日付け事務連絡）
- (2) 麻しん施設別発生状況に係る調査について（平成22年3月17日付け事務連絡）
- (3) 麻しん施設別発生状況に係る調査について（平成23年3月16日付け事務連絡）
- (4) 麻しん施設別発生状況に係る調査について（平成24年3月19日付け事務連絡）

8 麻しん患者の増加への注意喚起

- (1) 麻しん患者の増加について（平成23年4月22日付け事務連絡）

9 麻しんの検査に関する通知

- (1) 麻しんの検査診断について（平成22年11月11日付け）